

のべおか商店街等緊急応援事業実施要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民の生活等を支える商店街への来客や商店の売上が減少している中、商店街への人の流れを生み出し、消費を促進することを目的に、商店街組織等が自ら取り組む「新しい生活様式」に対応したイベント等を支援する。

2. 補助対象者

商店街組織等

- ・商店街組織（法人又は規約等の定めがある任意の商店街組織）
- ・商店街組織を含む連合組織
- ・商工会
- ・その他商店街における消費促進に取り組む団体

3. 補助対象事業

商店街等（商店街、飲食店街など小売業やサービス業を営む者の店舗等が中心となって街区を形成している場所であって、構成する店舗の多くが中小企業者であるものをいう。以下同じ）において、商店街等への人の流れを生み出し、店舗での消費を促進する事業であって、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための「新しい生活様式」に対応した以下の事業

- ・集客力向上事業（抽選会、朝市等のイベント、イルミネーション等）
- ・販売促進事業（共同セール、ポイント事業等）
- ・その他

※同一の事業に関して、延岡市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。

4. 補助対象経費

① 広告費

「チラシ・ポスター印刷費」、「ホームページ作成費用（イベント告知に限る。）」、「新聞・ラジオ・テレビによる広告費」、「看板作成・設置費」及び広告諸経費（10%以内）

② 会場費

「会場借上料」、「会場設営・撤去費」、「警備費」及び諸経費（10%以内）

③ 謝金

「司会、タレント等の出演料・旅費・宿泊費」及び諸経費（10%以内）

④ 人件費

イベント等のために臨時的に雇用するアルバイト等の人件費

⑤ 景品費

景品表示法の制限の範囲内

⑥ 感染防止対策経費

商店街において実施する感染防止に要する経費

- ・マスク、消毒液、パネル等の購入費、注意喚起の看板設置費等

⑦ その他市長が必要と認める経費

5. 補助率及び補助上限額

①補助率

補助対象経費（消費税抜）の3分の2

②補助限度額

180万円

6. 事業期間

令和2年11月13日（金）から令和3年2月21日（日）まで

※令和2年11月12日（木）以前に行った発注、契約、支払いは補助対象外となります。

7. 申請手続等

(1)申請期間

令和2年9月23日（水）から令和2年11月13日（金）まで

(2)提出書類

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書※各経費の積算明細（見積書）
- ④誓約書
- ⑤役員等名簿

8. 審査・交付決定

- ・申請内容を審査し、交付決定を行います。

9. 事業報告・補助金の支払い

(1)事業報告

補助対象事業が完了したときは、以下の書類を市に提出し、事業報告を行ってください。

- ①補助事業実績報告書
- ②収支計算書
- ③補助対象経費の領収書等

(2)補助金の支払い

補助金の支払いは、清算払いにより行います。なお、補助事業を清算払いにより実施することが困難である場合は、市と協議のうえ、概算払いも可能とします。

10. 補助金交付決定の取消し等

- ・次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消します。
 - ①偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - ②補助金の交付を受ける者としての信用を失する行為を行ったとき。
 - ③補助金の請求時において、支援要件を満たさなくなったとき。
- ・補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還してください。